

講演会・研究会の補助金に関する支部内規

(平成10年6月10日 一部改正)

(平成15年6月10日 一部改正)

(平成18年2月 3日 一部改正)

(平成19年1月31日 一部改正)

(平成20年1月25日 一部改正)

1. この内規は、講演会・研究会へ支部から支給する補助金の額について定めるものである。
2. 講演会への補助金は下記により行う。

(1) 九州支部主催講演会

- イ. 開催1回あたり3万円(講師謝礼 1人/2万円、会場費1万円)とする。
- ロ. 複数の講師による講演会の場合、講師1人あたり2万円支給する。但し、開催1回あたりの講師謝礼金の上限は総額で10万円までとし、謝礼金の配分については講演会世話人が人数などを考慮し、決定するものとする。
- ハ. 一般講演会が支部主催開催を希望する場合、以下の条件を満たし、庶務幹事の承認を得る必要がある。
 - 開催担当者もしくは世話人が当学会会員であること
 - 聴講料が無料であること
 - 開催主旨および講演内容が、当学会に沿ったものであること
- ニ. 別途定める講演会の講師が移動する場合は、移動に必要な旅費を実費にて支給する。また、宿泊が必要な場合は1万円の宿泊費を支給する。但し、いずれも一般講演会の講師は支給対象外とする。

(2) 他学会との共催講演会

- イ. 開催1回あたり2万円(会場費)とする。(講師が複数の場合でも2万円のみ支給)
- ロ. 共催開催を希望する場合は、上記(1)ハと同じ条件とする。

(3) 支部長講演(電子情報通信学会九州支部と電気学会九州支部との共催: 沖縄学術講演会)

- イ. 下記、の合計額とする。
 - 当学会支部長及び庶務幹事(大学関係者に限る)の旅費及び宿泊費
 - 講師(電子情報通信学会九州支部長、電気学会九州支部長)謝礼2万円

尚、講師謝礼および謝礼支払に伴う旅費全て所得税税別の金額とする。
また、旅費については別途「旅費支給内規」にて定めるものとする。

3. 研究会の補助金は下記により行う。なお、対象となるものは当学会研究会のものに限る。

(1) 第1種研究会

- イ. 研究会1件あたり1万円とする(本部からの交付金のみ)
 - 補助金は本部交付金が交付される、第1種研究会に限る。
- ロ. 国際会議として開催される場合は、上記3. イに加え10万円増額する。

4. この内規は、平成20年4月1日以降適用する。